# 令和元年12月定例会 常任委員会

# 土木委員会

委員長名	佐藤政隆
委員会開催日	令和元年12月20日(金)
所属委員	[副委員長]佐藤郁雄
	[委員] 江花圭司 荒秀一 安部泰男 円谷健一
	宮川えみ子 渡辺義信 満山喜一 西丸武進



佐藤政隆委員長

(1) 知事提出議案:可 決・・・36件

承 認…1件

※知事提出議案はこちら

# (12月20日(金))

# 宮川えみ子委員

土6ページ、11億円の追加IC整備費の内容を聞く。

# 高速道路室長

常磐双葉 I Cについては、今年度中の供用を目指して双葉町が設置を進めており、県及び環境省が設置費の2分の1を 負担する。

増額の主な理由は、工法を3点見直して年度内の供用を実現するためである。1点目は、切り土の補強工について、工事を進める上で地盤が弱い部分が生じたため、追加買収で安定させる工法ではなく、現在取得している用地敷地内で行う工法に変更した。2点目は、既設上部工の撤去の工法を変更して、撤去の作業面積をより少なく、短時間で施工できる工法とした。3点目は、仮設道路について、横断ボックスの施工に必要な上下線切り回しの延長について関係部局と協議したところ、安全確保のため当初より1.7km延ばす必要が生じた。

# 宮川えみ子委員

工期を早めるために11億円を増額すると聞こえるが、工期を早めなければ増額する必要はないのか。どの程度工期が早まるのか。

## 高速道路室長

現場条件が変わったことが一つの要因である。先ほども述べたが、当初想定した土質よりも地盤が弱いところがあった ため、新たに安定工法を採用した追加工事が生じた。今年度中の供用を目的としているため、それらを挽回すべく、上部 工撤去の架設工法について少ないヤードで済む工法に変更している。

#### 荒秀一委員

土46ページ、道路橋りょう維持費の中で国道115号の東玉野の説明があったが、20億円はほかの箇所を含めた金額か。 また、115号の東玉野地域は通行できない状況であるが、工事の見通しを聞く。

#### 道路管理課長

台風第19号等により通行どめとなった箇所を当面通すための応急対策工事の費用である。例として115号を示したが、 これは県内全ての箇所についての費用である。

現時点で378カ所が通行どめとなり、そのうち351カ所を開放している。115号については1カ所が大規模に被災しているため、応急本工事を行った後に開通する予定である。

#### **荒秀**一委員

私もその箇所はわかるが、時間は結構かかるのか。おおよその見通しを聞く。

# 道路管理課長

現在、国と災害査定前の応急工事の打ち合わせを行い、応急工事に取りかかっている。完了時期については、まだ先が 見えていない状況である。

# 江花圭司委員

±16ページ、緊急砂防等災害関連費について、喜多方市山都町の地すべりに係る予算が含まれていると思うが、予算規模、日数及び対応スケジュール等を聞く。

#### 砂防課長

喜多方市山都町藤沢地区の地すべりについては、5月に発生した地すべりにより発生して下流側の国道や農地に被害が及ぶおそれがあるため、災害関連緊急地すべり対策事業を実施している。この箇所は国の事業として4億9,380万円の採択を受けた。現在、山から崩れた土砂の排土工を実施しており、その後、崩れたのりを安定勾配に切り、斜面を治めるのり枠工を実施する予定である。

## 江花圭司委員

完了日程を聞く。

## 砂防課長

藤沢地区については現在排土工を実施しており、その後、山を切ってのり枠工を実施する予定である。早期完了に努めているが、現時点で完了時期を示すことは難しい。来年度早期に本格的な対策工事の発注を考えている。

#### 江花圭司委員

冬場の雪を伴った地すべりと雪崩もあり、対策は大変だと思うが早期に完了するよう願う。

## 満山喜一委員

土69ページ、工期を半年間延長するとのことだが、内容を詳しく聞く。

## 道路整備課長

JR橋のかけかえ工事の施工ヤードに必要な土地を借りるに当たり、一部の地権者から同意が得られなかった。当初は $500\,\mathrm{m}^2$ を借りてその一部を車両通行帯として活用する予定であったが、その約 $4\,\mathrm{d}$ の $1\,\mathrm{o}$  面積である $130\,\mathrm{m}^2$ 程度しか借地できなかったため、橋梁工事と現道の暗渠工事の同時施工が不可能になった。それにより、分割施工を余儀なくされ、工事の進捗に不測の日数が必要となったものである。

# 満山喜一委員

私もそのあたりを通るが、狭いところを交互に通行し、朝と夕方は渋滞も起きてかなり危険である。工事が半年おくれることによって市民の通行にかなり支障を来すと思うため、早い施工を願う。要望である。

# 宮川えみ子委員

±5ページ、鹿島街道崩落現場の工事、工法がまとまったとのことである。なかなか難しい地盤とのことだが、工事の 安全性についてどのように考えているか。

#### 道路管理課長

現地は非常に厳しい状況である。現在、調査設計を行い工法について設計しており、その中で安全対策についてしっかり検討していきたい。

## 宮川えみ子委員

±26、27ページ、県営住宅等の指定管理者の指定について、限度額の根拠、指定管理者の選定に当たっての考え方を聞く。また、指定管理者は使用料を受ける作業や、補修要望が出た場合の補修、募集やあきの対応まで行うのか。

## 建築住宅課長

県営住宅の指定管理者については、県内の事業者から公募して選定委員会で決定しており、会津地区といわき地区が今年度で満了するため選定した。指定管理者には通常の県営住宅の維持管理、家賃の徴収、募集、入居、退去、退去後の修繕業務を依頼している。

限度額の根拠については、公募に当たり事業者から見積書等を提出してもらい、内容を確認して5年間の合計額を計上 している。

## 佐藤政隆委員長

金額を持ち合わせていないのか。

#### 建築住宅課長

金額については、先ほど述べたとおり提案を受けた方から見積書を徴取して、その金額を計上している。

相手方の決定方法については、公募を行い、外部の審査員を含めた選定委員会等で応募があった事業者の書面審査やヒアリングを通じて選定した。

#### 宮川えみ子委員

競争ではなくどのような形で決まるのか。

#### 建築住宅課長

指定管理者を選定するために選定委員会を3回開催している。1回目で募集要項及び業務仕様を定めて募集を開始した。 2回目で書類審査を行い、3回目でヒアリングを通じて最終的に候補団体を選定した。

#### 宮川えみ子委員

会津及びいわきの各応募数を聞く。また、応募があった業者から選定されたのか。

#### 建築住宅課長

会津地区は1団体、いわき地区は2団体から応募があった。

# 宮川えみ子委員

県民に対するサービスの問題である。

市営住宅はあいていてもなかなか入居者を募集せず、地元のいわき市に申し入れたところ、次の人が入居するために補 修が必要だが、予算がとれないためいつまでもあいているとのことである。

今回の災害も含めて、住宅は非常に窮屈な状態になっているため、あきが出たら一刻も早く補修して次の人が入居できるよう願う。住宅を速やかに提供できる体制について聞く。

また、応募者に対する丁寧な説明が時々おろそかになっているとの苦情が出ているため、説明の指導や考え方を聞く。 建築住宅課長

速やかな入居については、当然退去時に修繕が必要であるため、退去者に修繕を依頼し、我々としても経年劣化部分を 修繕して、速やかに次の方が入居できるよう取り組んでいる。

県民への対応については、苦情やクレームが寄せられることがあるため、速やかに指定管理者やそれを指導する各建設 事務所にフィードバックして、より丁寧に対応するよう随時指導している。

## 宮川えみ子委員

なかなか競争にならず、そのような対応ができていない団体が指定を受けることがあると思うため、県として指導願う。 要望である。

±90ページ、民事調停の申立てについて、再三にわたって納付指導等に応じないためとの理由だが、納付指導は指定管理者が行っているのか。

### 建築住宅課長

滞納が始まった当初は指定管理者が対応しているが、滞納が続く場合は指定管理者だけでなく県職員も一緒に納付指導を実施している。

今回提案した案件は、納付指導しているがなかなか電話がつながらず、面会を拒否されているため、民事調停の申し立 てを行うものである。

## 宮川えみ子委員

滞納が続くとますます納付が難しくなるため調停の申し立てはよいと思うが、相手がどのような方かが心配である。追い出す前の段階の対応は非常に大事であり、ぜひ丁寧に対応願う。要望である。

土79ページ、入居者の修繕手続の規定の整備と、連帯保証人の廃止の条例改正についてである。

最近はなかなか連帯保証人になる人がいないが、連帯保証人は廃止するのか。

また、入居者の資力の関係で修繕できず、それにより次の方が入居できない状況が循環しているが、入居者の修繕手続について変更部分をわかりやすく説明願う。

#### 建築住宅課長

連帯保証人は4月1日から廃止するが、4月1日以降新たに契約する方が対象であり、既に入居している方は従来の条例の規定により引き続き連帯保証人で対応する。

修繕手続の規定について、今までは県営住宅で破損箇所が生じても我々はそれを知り得なかったため、速やかに報告を 受けて修繕に関して事前協議、検討することについて、今回条例の中で規定した。

# 宮川えみ子委員

土75ページ、コンテナ施設使用料の改定について、利用者、額の決め方を聞く。

#### 港湾課長

コンテナの利用者は、荷主のほか、料金が直接影響する企業はコンテナターミナルの運営会社である(株)いわき小名 浜コンテナサービス、県が運営を依頼している小名浜埠頭(株)である。

額については、拡張工事を行った際の支出額を減価償却等を考慮して割り戻し、料金を算出している。

## 宮川えみ子委員

±91ページ、条例改正について、改正された国の基準に倣ったとのことであり手数料の増額が結構大きいが、理由を説明願う。

## 建築指導課長

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正は、建築士試験の受験機会の拡大を図ることが背景にある。

これまで建築士試験については、受験の際に免許登録時までに必要な実務経験を1回だけ審査するよう取り扱っていたが、受験機会の拡大を図るため、受験の際は免許登録時よりも実務経験の年数を引き下げて早めに受けられるようにした。なお、免許登録時には従前と同様の実務経験が必要であり、実務経験の審査が2回行われることになった。そのため、新たに免許の登録時にも実務経験の審査が生じたことから、免許手数料等を改正するものである。

## 宮川えみ子委員

土95ページ、訴えの提起について、占有者は行方不明なのか。その場合、どのように支払いを求めるのか。

## 建築指導課長

訴えの提起の占有者については、ことしの4月ごろから県、市町村で連絡がとれなくなり、仲介業者、管理者も連絡が

とれずに困っている状況であった。親族を訪問して当人と連絡がとれるか聞いたが、やはり親族も所在がわからないとの ことであった。

明け渡しの対象となる借り上げ住宅について、管理者は当人は住んでいないと述べており、我々も9月に2度現地を訪問して居住実態がないことを確認したため、訴えを提起しようとするものである。

また、賃料損害金の支払いについては、本人が裁判に出席する、もしくは連絡がとれるようになるなど今後の裁判の状況によると考えている。

## 宮川えみ子委員

工事請負契約の変更等で挙げられている御斎所峠について、今回の台風及び大雨の被害関係で変更や増額は出ているか。 道路整備課長

今回提出した議案については、台風の影響によるものではない。

# 荒秀一委員

台風第19号及び25日の豪雨による被災の復旧は今後の大変大きな課題であり、先ほど部長からも応急対策を進めなければならないとの説明があったが、今後の見通しやプロセス等について住民や被災者に説明する必要があると思う。広範囲の部局にわたるが、土木部所管の河川や道路等の状況について説明願う。

#### 河川整備課長

現在災害査定を進めており、その中で緊急に対応すべき箇所については査定前着工により復旧を進める形で考えている。 議決後に予算を配分することになるが、査定の準備ができた箇所から順次対応している。大規模に被災した箇所について は改良復旧も含めて対応するよう作業を進めている。

#### 道路管理課長

河川整備課長から述べたが、国と査定前着工に向けて打ち合わせを進めながら、できるところから着工している。現在本格的な災害査定に入っているが、引き続き準備ができたところから災害査定を受け、早期復旧に向けて取り組んでいく。 荒秀一委員

県として国への予算要求を進めていくが、私はいろいろな情報を仕入れる中で、かなり巨額な予算になると思っている。 当然議会に対しての説明も出てくると思うが、2月定例会の議決を待たずに対応を行うのか。

# 河川整備課長

応急本工事については緊急に対応しなければならないため、破堤した箇所等については12月定例会に計上している予算で対応していく考えである。

# 土木企画課長

今般の台風第19号等に対する対応については、3号補正予算として専決処分を経て、速やかに現場で対応している。引き続き、今定例会に計上している予算等も合わせて、一体的に切れ目なく進められるように取り組んでいく。

# 宮川えみ子委員

部長説明にもあったが、本日、いわき市田人町地内の国道289号の緊急車両の通行が可能となり、年度内の一般交通の 開放に向けて復旧工事を行うとのことである。聞くところによると迂回路をつくるとのことだが、一般交通の開放とは迂 回路ができるということか。もしくは従来の道路の一般交通を開放してから迂回路をつくるのか。山が半分崩落して危険 な状況であるが、安全性と迂回路の問題を聞く。

#### 道路整備課長

現在国で進めている一般交通の開放に向けた工事については、対岸に2車線の仮設道路を建設中であり、これを年度内 に完成させて一般車両の通行を図るものである。

#### 宮川えみ子委員

仮設道路をつくるのはかなり大変な工事だと思う。現在の道路について、対岸を通さない方法についての考えを聞く。

# 道路整備課長

現在の道路は山が相当崩落して危険な状態であり、山の対策が完了するまでは現道の一般通行はなかなか難しいと考えている。国からもそのように聞いている。

#### 宮川えみ子委員

ダムの事前放流について検討が始まるとのことだが、その際の課題を聞く。

## 河川整備課長

事前放流について、利水者の了解を得ないと事前に水位を下げることができないため、了解を得るための協議などを進めていくことが課題の一つである。県内では放流ゲートのある2つのダムにおいて利水者が関係しているため、今後協議を進めていく。

## 宮川えみ子委員

ダムは水道用、工業用、農業用などのためにためるが、そもそもダムをつくるときにそれらを条件として建設費用の負担を依頼しているため縛りがあるのか。

#### 河川整備課長

ダムをつくるときは、利水者や発電などの事業者に費用を負担してもらっているため、県の多目的ダムであれば治水分 について放流することは可能だが、利水分については利水者の了解を得て対応することになる。

#### 宮川えみ子委員

先ほどから述べているように、いわき市では住宅を確保することが大変な状況である。原発事故等によりいわき市にいるいろな復興公営住宅が建っており、市民には大分あいているように見えるため、あの復興公営住宅に入れないかとの要望が多い。県がかかわって建てているが、市町村の持ち分があり、市町村の了解を得ないと提供が難しいとの話を聞いた。

大きな被害を受け、避難所から出るにも出られない、家を建てる力がないなどさまざまな理由で住宅問題が逼迫しており、少しでも多く住宅を提供できるように調整したり避難先の市町村長と話し合いをすべきと思うが、どうか。

# 建築住宅課長

今回の台風第19号等による住宅の提供について、一般の県営住宅のほかに現在県内163戸の復興公営住宅を今回の台風 第19号等の被災者の一時的な利用のために提供している。それ以外にも、東日本大震災の被災者のためにつくった応急仮 設住宅について被災市町村から要望があり、今回の台風等の被災者に提供している。引き続き、被災市町村からの要望を 聞きながら、住宅対策を行っていく。

#### 宮川えみ子委員

応急仮設住宅も開放しているとのことだが、流されて何もない状態では応急仮設住宅に入っても生活ができない。大震 災時のように世界から義援金が集まらず、6点セットも来ていない。全体的に高齢化が進み、資力がない人がふえている 状況である。車が流されても保険に入っていた人や資力がある人は買い直せるが、何もかもなくしてしまった非常に厳し い状況の人が多い。

四倉地区や久之浜地区などの遠いところに住宅のあきがあると言われても、車がなければ仕事や病院に行けない。いろいろ事情があるため、被災市町村の要望や話を聞き、整理して、1件でも多く入居できるようにつなぎ役として支援願う。

# 建築住宅課長

台風第19号等の被災者への県営住宅等も含めた住宅対策について、先ほども述べたとおり、今般特に被害が大きかったいわき市とは当初から協議調整を行っており、住宅の募集に関しても足並みをそろえて進めた。委員指摘の復興公営住宅について、被災地から少し離れたところはまだまだあきがあるため、要望等があれば丁寧に話を聞いていきたい。それ以外にも、承知のとおり現在民間の借り上げ住宅等の提供を進めているため、それらも活用して対策を進めていきたい。

#### 佐藤郁雄副委員長

復興に向けた取り組みの中で、応急仮設住宅などの管理について、応急仮設住宅が57団地5,475戸、民間賃貸住宅が1,8

18戸あるとのことだが、これらの入居者数を聞く。

# 建築住宅課長

応急仮設住宅のうち建設型でつくったものは現在5,475戸あり、11月30日時点の入居戸数は90戸、入居者数は138名との報告を受けている。

## 建築指導課長

借り上げ住宅の戸数と入居者数については、委員指摘のとおり11月30日時点で戸数は1,818戸、入居者数は3,199名である。 佐藤郁雄副委員長

1,818戸のうち何戸入居しているか。

## 建築指導課長

借り上げ住宅については、基本的にそこで生活する方が契約しており、退去した方は契約を解除しているため、あきはない。

# 佐藤郁雄副委員長

5,475戸の応急仮設住宅のうち入居しているのは90戸であり、各地域に分散していると思う。適切に維持管理を行うのであれば、集約したほうが管理しやすく経費がかからないと思うが、どうか。

#### 建築住宅課長

建設型仮設住宅の入居者の対応については、主に被災市町村が行っている。委員指摘のとおり、これだけ入居者数が少なくなってきているため、安全上の観点等からも当然集約が必要であると考えているが、いかんせん入居者の実情があり、 意向を確認しながら対応せざるを得ないため、現在は強制的な集約はなかなか難しいと考えている。